

<<対策工事ピックアップ…主な対策工事の状況>>

■防波壁の嵩上げ工事

◆防波壁の嵩上げ(海拔18m→22m)工事は、9月27日に西側端部から着工し、鋼管矢板の継ぎ足し工事を進めています。一般部・放水路部については現在準備工事を進めており、準備が整い次第、嵩上げ工事に着手します。

準備工事の現場の様子

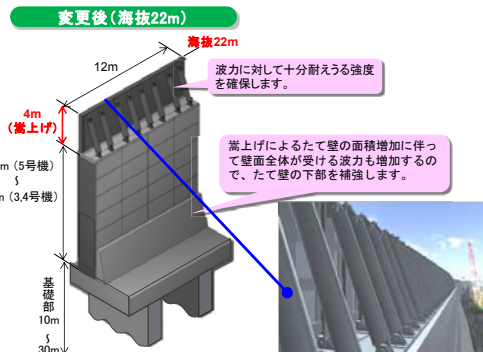


嵩上げ工事の
作業用構台を
設置しています。



10月30日撮影

嵩上げ工事イメージ



西側端部嵩上げ工事の状況 (9月27日工事着工)

◆嵩上げのため鋼管矢板の継ぎ足し工事を進めています。



10月30日撮影

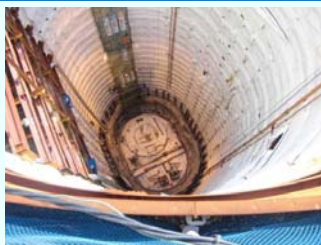


継ぎ足しされた鋼管矢板

■フィルタベント設備設置工事の状況

◆フィルタベントの設置

- ・現在、4号機フィルタベント室の躯体構築工事を進めています。
- ・排気筒までの配管トンネル掘削工事に着手しました。



フィルタベント室躯体構築工事



配管トンネル掘削工事

10月30日撮影

■熱交換器建屋構造強化 (建屋内浸水防止対策)

◆熱交換器建屋構造強化工事

- ・現在、4号機の熱交換器建屋の津波に対する構造強化工事を進めています。
- ・建屋構造強化のための鉄骨建方を進めており、今後その周りを防水パネルで覆う予定です。



10月30日撮影



■高台工事の状況

(40m:ガスタービン発電機建屋等、30m:地下水槽設置工事)

- ◆高台40mの現場では、緊急時用資機材倉庫等の建屋工事および電源盤を設置する建屋の機器類の設置工事を進めています。
- ◆ガスタービン発電機の地下燃料タンク現場では、燃料タンク周りの乾燥砂充填が終わった箇所の防水処理作業を進めています。



10月28日撮影



緊急時資機材倉庫建屋工事



燃料タンク設置現場



ガスタービン建屋



ガスタービン建屋の内部

◆高台30mの現場では、地下水槽の躯体工事および送水トンネルの工事を進めています。



地下の送水トンネル



10月28日撮影

◆浜岡原子力発電所従事者数

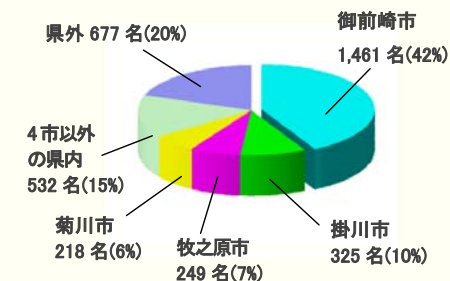
(津波対策工事従事者以外を含む):10月1日現在 3,462名

[うち、御前崎市・牧之原市・掛川市・菊川市在住: 2,253名(65%)]

<参考>

定期検査のない期間の平均従事者数:2,600名程度

(3・4・5号全号機運転期間中)



〔設計基準対応〕

～地震・津波対策の強化～

●共通要因による安全機能の一意喪失を防止
 ・自然現象の想定と対策を大幅に引き上げ
 ・自然現象以外(火災等)でも対策を強化

◆地震・津波による損傷を防止する

① 配管サポート改造
 ② 防波壁(海抜22m) (海抜18mまで設置完了)

～自然現象の対策の強化

◆自然現象(火山・竜巻・森林火災など)への対策

③ 屋外に設置されている海水取水ポンプ・周辺配管に対して、竜巻による飛来物防護のための金属カー(格子状)を設置

～自然現象以外(火災等)・その他の対策の強化

◆火災防護対策の強化

④ 火災感知器・自動消火装置の追設等

◆溢水に対する考慮

⑤ 建屋内への水密扉の追設・補強

◆電源の信頼性

⑥ 外部電源の信頼性強化
 ・3系統6回線からの電力供給

◆受変圧器を高台25mに設置

〔重大事故(※)基準対応〕

●万一の重大事故に備えた対策 ●テロとしての航空機衝突への対策

(炉心損傷・格納容器破損防止の対策)

～炉心損傷防止対策(複数の機器の故障を想定)

⑦ 原子炉冷却の高圧注水系を運転可能とするための、空冷式熱交換器

～格納容器破損防止対策

⑧ 格納容器の加圧破損防止対策のフィルタベント設備 (イメージは右記⑧参照)

⑨ 原子炉建屋内から水素排出のためのベント設備

⑩ 電源機能強化 敷地高台40mの、ガスタービン発電機

⑪ 電源機能強化 交流電源車・直流電源車の配備

⑫ 可搬式動力ポンプの確保(レイドラップの配備)、可搬式注水ポンプ等の追加配備 (注水のイメージは右記「建屋内および建屋周り詳細」参照)

⑬ 最終ヒートシンクへの熱輸送 緊急時海水取水設備(EWS)

⑭ 水源の多様化策 敷地高台30mの緊急時淡水貯槽

⑮ 緊急時対策所の居住性確保のため、遮音壁の壁厚を増す・放射線エリアモニタの設置

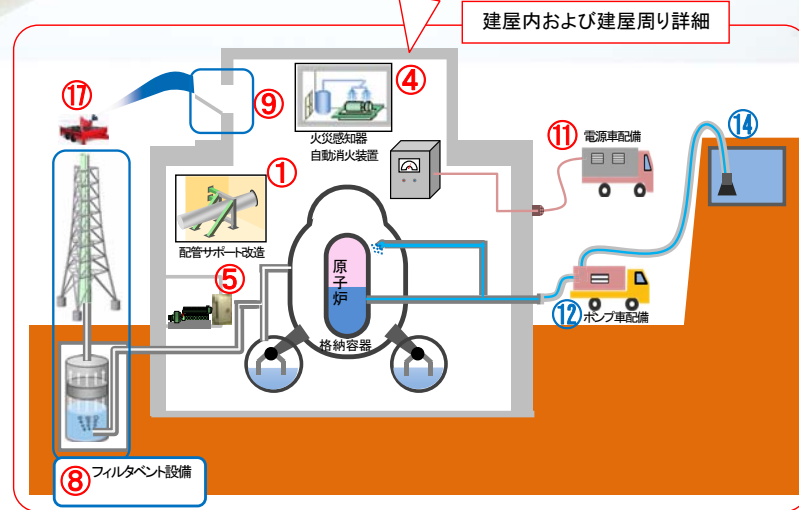
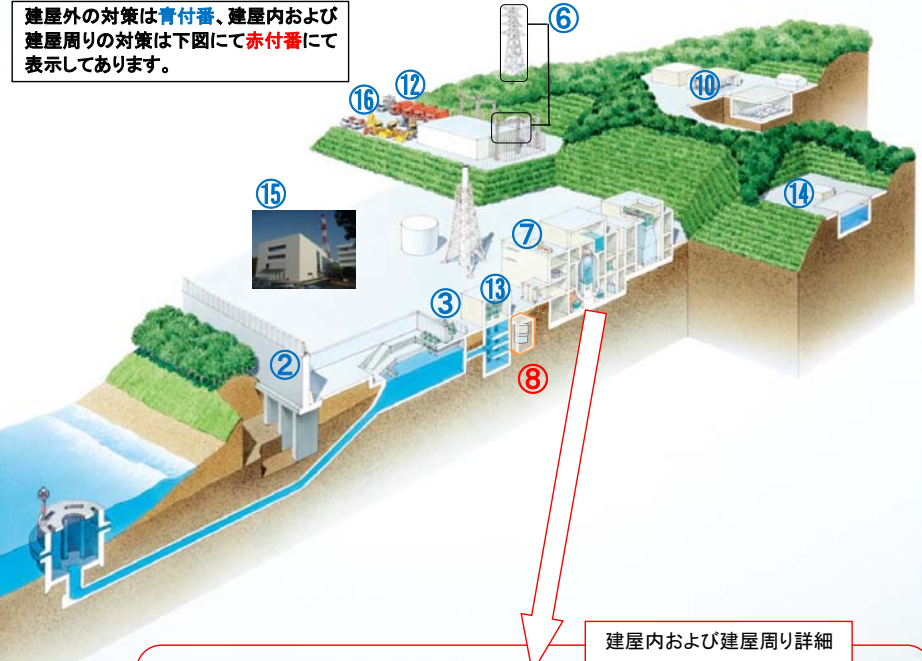
⑯ 可搬設備の保管場所確保、アクセスルート整備等 (写真は敷地高台に配備した、がれき撤去用重機)

～放射性物質の拡散抑制対策

⑰ 敷地外への放射性物質の拡散抑制策として、放水砲を配備 (イメージは右記「建屋内および建屋周り詳細」図参照)

◆緊急時制御室などの特定重大事故対処施設の整備 (新規制基準施行後5年間について適用が猶予されている項目であり、今後検討)

建屋外の対策は青付番、建屋内および建屋周りの対策は下図にて赤付番にて表示してあります。



(※:重大事故とは、シビアアクシデントのことであり、原子炉の著しい損傷、使用済燃料プールに貯蔵する燃料の著しい損傷をいう)